

# 運 行 管 理 規 程

(所在地) \_\_\_\_\_

(会社名) \_\_\_\_\_

#### (改訂経緯)

平成 29 年 4 月改訂：「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用通達について」（平成 15 年国土交通省通達）  
の平成 28 年 7 月 1 日改正、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導  
及び監督の指針」（平成 13 年国土交通省告示第 1366 号）の改正（平成 29 年 3 月 12 日施行）に対応。  
平成 29 年 6 月改訂：平成 29 年 5 月 31 日の貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に対応。  
平成 30 年 5 月改訂：平成 30 年 4 月 20 日の貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に対応。  
令和元年 6 月改訂：令和元年 5 月 10 日の貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に対応。  
令和 5 年 4 月改訂：令和 5 年 3 月 31 日の「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正  
に対応。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、運行管理者（以下「**管理者**」という。）の職務及び権限並びに、事業用自動車（以下「**車両**」という。）の運行の安全確保に関する業務の処理基準を定め、もって安全運行の確立を図ることを目的とする。

### (管理者及び補助者の選任等)

第2条 管理者は、代表者または担当役員（以下「**代表者**」という。）が貨物自動車運送事業法（以下「**法**」という。）第18条の規定に基づき運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、選任するものとする。

2. 管理者の選任人数は、当該営業所で管理する車両数に応じ、貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「**安全規則**」という。）第18条に規定されている人数以上のこと（別表参照）。
3. 管理者の業務を補助させるための者であつて、安全規則第7条の点呼に関する業務の一部を行うことができる者（以下「**補助者**」という。）は、代表者が基礎講習修了者または運行管理者資格者証を取得している者の中から、選任するものとする。
4. 代表者は、同一営業所において複数の管理者を選任した場合、それらの業務を全般的に統括する管理者（以下「**統括運行管理者**」という。）を選任するものとする。統括運行管理者は、他の管理者に対する指導を行うとともに、他の管理者から助言を求め運行管理の充実に努めること。
5. 管理者（以下、**統括運行管理者を含む。**）及び補助者の氏名を社内の見やすいところに掲示して、周知徹底するものとする。
6. 管理者は、他の営業所の管理者又は補助者として兼務してはならない。
7. 管理者の選任または解任等については、遅滞なく（1週間以内に）当該営業所を管轄する運輸支局長、運輸監理部長又は陸運事務所長（以下「**運輸支局長等**」という。）に届出なければならない。なお、統括運行管理者を変更した場合、管理者の選任又は解任を伴わなくても運輸支局長等に届出るものとする。

（なお、運輸監理部長とは神戸運輸監理部長を、陸運事務所長とは沖縄総合事務局陸運事務所長をいう。）

### (運行管理の組織等)

第3条 運行管理の組織及び業務は、次のとおりとする。

- (1) 代表者は、関係法令および本規程を遵守した運行管理が行われるよう、常に管理者及び補助者を指導監督しなければならない。
- (2) 管理者は、代表者の指示により運行管理業務全般について処理するものとする。  
ただし、第1条の目的を達成する上で重要事態の発生その他特に必要と認められる場合は、代表者の指示を受けること。

(3) 管理者は、補助者が行った運行管理業務を把握するとともに、その処理した事項の責任を負わなければならない。

(4) 管理者は、補助者に対する指導監督を行うものとする。

(5) 複数の管理者が選任されている営業所において、統括運行管理者以外の管理者は、それぞれの職務分担を明確にしておき、統括運行管理者の指示に従いその業務を遂行するものとする。

2. 補助者は、管理者の履行補助を行う者であり、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 補助者は、管理者が不在等のため業務を行うことができない場合において、予め管理者の指示を受けて運行管理業務を代行し、その処理した事項を速やかに管理者に報告しなければならない。

(2) 補助者が行う点呼において、次に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき運転者又は特定自動運行保安員（特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第3条第3号の3に規定する特定自動運行貨物運送をいう。）の用に供する特定自動運行事業用自動車（事業用自動車のうち、貨物自動車運送事業の用に供する特定自動運行用自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第75条の12第2項第2号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。）をいう。）の運行の安全の確保に関する業務を行う者をいう。以下同じ。）（以下「**運転者等**」という。）に対し指示をしなければならない。

- ① 運転者等が酒気を帯びている
- ② 疾病、疲労、睡眠不足等の理由により安全な運転をすることができない
- ③ 無免許運転、大型自動車等無資格運転
- ④ 過積載運行、最高速度違反行為その他安全を阻害する状態及び行為

(3) 補助者が行う点呼については、当該営業所において実施する点呼の総回数の3分の2未満でなければならない。（管理者は3分の1以上を実施すること。）

#### （管理者等の勤務時間等）

第4条 管理者及び補助者の勤務時間は、就業規則によるものとする。ただし、管理者又は補助者（以下「**管理者等**」という。）は、車両の運行中は原則として営業所内に執務していること。

2. 同一営業所に2名以上の管理者等を置く場合は、勤務時間などを明確にし、管理者等の不在を生じないようにすること。

#### （代表者の遵守事項）

第5条 代表者は、輸送の安全を確保するため、運転者の過労運転の防止、過積載による運送の防止等、法第17条で規定されている事項を遵守しなければならない。

2. 代表者は、法第22条第2項の規定により管理者に権限を与え、また、同条第3項で規定されている管理者の助言を尊重し、必要に応じ適切な措置を講じなければならない。

## 第2章 権限及び職務

### (権限及び服務)

第6条 管理者は、本規程に定める職務を遂行するために必要な権限を有するものとする。  
統括運行管理者は、本規程に定める運行管理を統括するものとする。

2. 管理者は、代表者に対し運行の安全の確保に関し、必要な事項について助言を行うことができる。
3. 運転者、特定自動運行保安員その他の従業員は、管理者がその業務として行う指導に従わなければならぬ。

### (職務)

第7条 管理者は、安全規則第20条に規定する事項及び本規程に定めるところに従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

### (運転者等の採用及び選任等)

- 第8条 代表者は、運転者等の採用及び選任について、管理者と協議の上これを行う。また、管理者は、運転者として選任されていない者及び無資格者に車両を運転させてはならない。
2. 代表者は、事業計画・運行の実態等を勘案し、運転者の過労運転防止、関係法令の遵守等が十分図れるよう必要な数の運転者等を、常時選任しておかなければならぬ。
3. 選任する運転者等は、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者（14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）であってはならない。
4. 代表者は、運転者として新たに雇い入れた者について、少なくとも雇い入れる前3年間の事故歴の有無を運転記録証明書あるいは無事故・無違反証明書により確認し、健康診断の結果を確認し、適性診断を受診させ、必要となる特別な指導を行い、これらの記録を3年間（ただし、健康診断の結果にあっては、5年間）保存すること。
5. 前項の運転者（新たに雇い入れた者）に対する適性診断は、初めてトラックに乗務する前3年間に初任診断（国土交通大臣が認定したもの）を受診したことがないものに対し、初めてトラックに乗務する前に受診させるものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヶ月以内に受診させるものとする。なお、当該運転者が次号または第2号のいずれかに該当する場合は同号に掲げる診断を、次号と第2号のいずれにも該当する場合は第2号に掲げる診断を受診させたことをもって、初任診断を受けたものとみなす。

- (1) 高齢者（65才以上の者をいう。） 適齢診断
- (2) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者 特定診断

(運転者等台帳の作成)

第9条 選任された運転者等ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者等台帳を作成し、当該運転者等の所属する営業所に備付け、運転者等の実態の把握に活用しなければならない。

- (1) 作成番号、作成年月日
- (2) 事業者の氏名・名称
- (3) 運転者等の氏名、生年月日及び住所
- (4) 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日
- (5) 運転免許証に関する次の事項
  - ① 運転免許証の番号・有効期限
  - ② 運転免許の年月日・種類
  - ③ 運転免許の条件
- (6) 事故を起こした場合又は道路交通法に違反し都道府県公安委員会から通報を受けた場合、その概要
- (7) 健康状態
- (8) 特別な指導の実施・適性診断受診の状況
- (9) 運転者等の写真

なお、選任された運転者等が転任・退職等により運転者等でなくなった場合、その年月日・理由を記載し3年間保存すること。

(乗務員等の服務規律の徹底)

第10条 管理者は、運行の安全及び服務のための遵守すべき事項について、運転者、特定自動運行保安員及び車両の運行の業務の補助に従事する従業員（以下「**乗務員等**」という。）に対し指導徹底を図るものとする。

2. 乗務員等に次の事項を遵守させること。

- (1) 酒気を帶びて乗務しないこと。
- (2) 過積載をした車両に乗務しないこと。
- (3) 積載に際しては、偏荷重が生じないよう積載し、貨物の荷崩れ防止措置を講ずること。
- (4) 踏切内で運行不能になったときは、速やかに列車に対し適切な防護措置をとること。

3. 運転者等には、上記事項のほか次の事項を遵守させること。

- (1) 酒気を帶びた状態にあるときは、その旨を代表者、管理者等に申し出ること。
- (2) 疾病、疲労、睡眠不足その他理由により安全な運行ができないおそれがあるとき

は、その旨を代表者、管理者等に申し出ること。

- (3) 一日一回、その運行の開始前に道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による日常点検を実施し、又はその確認すること。
- (4) 業務を開始しようとするとき、業務の途中及び業務を終了したときは、管理者等が行う点呼を受け、規定された事項を報告すること。
- (5) 業務を終了して他の運転者等と交替するとき、又は他の運転者等と交替して業務を開始しようとするときは車両、道路及び運行状況について相互に通告するとともに、引き継いだ運転者等は業務開始に際して車両の制動装置、走行装置その他の重要な装置の機能について点検すること。
- (6) 運行記録計による記録を行うこと。
- (7) 管理者が作成する運行指示書を業務中携行し、記載事項に変更が生じた場合、変更内容を記載すること。
- (8) 踏み切り通過時には、変速装置を操作しないこと。

(休憩又は睡眠のための施設の管理)

第 11 条 代表者は乗務員等の休憩・睡眠に必要な施設・寝具等を整備し、管理者は施設・寝具等の衛生、環境に留意し、かつ、清潔を保ち乗務員等が常に良好な状態で利用できるよう管理しなければならない。

(勤務時間及び乗務時間の設定)

第 12 条 代表者は、管理者と協議し、過労運転を防止するため、就業規則等の定める範囲内において次に掲げる告示及び通達（以下「告示等」という。）に違背することのないよう、運転時間及び乗務時間を定めなければならない。

- (1) 「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」
    - (平成 13 年 8 月 20 日付け 国土交通省告示第 1365 号)
    - 改正 (平成 15 年 1 月 23 日付け 国土交通省令第 60 号)
  - (2) 「一般乗用旅客自動車運送事業以外の事業に従事する自動車運転者の拘束時間及び休息時間の特例について」
    - (平成元年 3 月 1 日付け 基発第 92 号)
  - (3) 「自動車運転者の労働時間の改善のための基準について」
    - (平成元年 3 月 1 日付け 基発第 93 号)
  - (4) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
    - (平成元年 2 月 9 日付け 労働省告示第 7 号)
    - 改正 (平成 12 年 12 月 25 日付け 労働省告示第 120 号)
2. 管理者は、前項により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を乗務させなければならない。
  3. 管理者は、告示等で定める基準に従って定めた勤務時間及び乗務時間を運転者に遵守

させなければならない。

(交替運転者の配置)

第13条 管理者は、交替運転者の配置基準を定め、運転者が長距離又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは予め交替するための運転者を配置しておかなければならない。

(安全運転等が出来ないおそれがある者の乗務の禁止)

第14条 管理者は、次の理由により安全運転が出来ないおそれのある乗務員等を乗務させてはならない。

- (1) 疾病、疲労
- (2) 飲酒及び酒気帯び
- (3) 覚せい剤等薬物の服用
- (4) 睡眠不足
- (5) その他安全な運転をし、又はその補助ができない恐れがある状態

(過積載の防止)

第15条 代表者及び管理者は、過積載による運送の引き受け、過積載による運送を前提とする運行計画の作成・指示をしてはならない。

2. 管理者は、過積載運行を防止するため、運転者、特定自動運行保安員その他の従業員を指導監督しなければならない。

(貨物の積載方法の遵守等)

第16条 管理者は、車両に貨物を積載するにあたって、貨物の性質・特徴・重心位置等を理解させるとともに、貨物の位置が極端に荷台の後方又は片側に偏る等、偏荷重が生じないよう積載すること及び運搬途中の荷崩れ等による落下防止のためのロープ・シートの取り扱い方法等について運転者、特定自動運行保安員その他の従業員を指導監督しなければならない。

(点呼の実施)

第17条 管理者等は、品位と規律を保ち、厳正な点呼を行わなければならない。

2. 勤務その他事情により管理者が点呼を行うことができない場合は、指定された補助者が点呼を行うものとする。

3. 管理者等は、運転者等に対して点呼を行い、報告を求め、確認を行い及び指示を与え、  
第19条に定めるところにより運転者等毎にこれを記録し、その記録を保存すること。

4. 酒気帯びの有無については、飲酒の有無を聴取するとともに、顔色、呼気の臭い、応答の声の調子などを目視等で確認するほか、営業所ごとに備えられたアルコール検知器

を用いて確認すること。なお、「酒気を帯びた状態」とは、血液中のアルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中のアルコール濃度0.15mg/l以上であるか否かを問わない。

5. アルコール検知器を常時有効に保持すること。

(1) 毎日確認する事項

- ① アルコール検知器の電源が確実に入ること。
- ② アルコール検知器に損傷がないこと。

(2) 每日が望ましいが、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項

- ① 確実に酒気を帯びていない者が、当該アルコール検知器を使用した場合にアルコールを検知しないこと。
- ② 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体、又はこれを希釈したもの、スプレー等により口内に噴射した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

(点呼の要領)

第18条 業務前点呼、業務後点呼、行先地点呼、中間点呼は、次の各号に定めるところに従い行なうこと。

(1) 業務前点呼

管理者等は、車両の運行の業務に従事しようとする運転者等に対し、運行の安全を確保するため、対面で次に定めるところにより点呼を行わなければならない。

- ① 原則として（個人別）に行うものとする。
- ② 点呼は当該運行の出発\_\_\_\_\_分前から\_\_\_\_\_分前までの間に行うものとする。
- ③ 営業所の定められた点呼実施場所で行うこと。
- ④ 日常点検の結果に基づく運行の可否の確認を行うこと。
- ⑤ 運転者等より心身状態、飲酒の有無を聴取するとともに、疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯びの有無その他安全な運転ができないおそれの有無を観察して服務の適否を確認すること。
- ⑥ 酒気帯びの有無については、運転者等から飲酒の有無を聴取するとともに、顔色、呼気の臭い、応答の声の調子など運転者等の状態を目視等で確認するほか、営業所ごとに備えられたアルコール検知器を用いて確認すること。また、睡眠不足については、運転者等の自己申告や、運行管理者等から見て普段の様子と違うところがないかどうか等から総合的に判断すること。
- ⑦ 健康状態、疾病等による薬剤の使用状況、睡眠不足、酒気帯び等から運転が不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、実情を判断して代務運転者等に代える等適切な措置を講じ、その者を車両の運行の業務に従事させないこと。また、その結果を上司に報告すること。
- ⑧ 天候、道路状況、作業内容、本人の勤務状況及び生活状況を照らして、安全運行に必要な指示・注意を行うこと。

- ⑨ 運転免許証、自動車検査証、自賠責保険証明書、作業日報その他業務上定められた帳票、携行品、必要な金銭等の有無を確認するとともに、業務記録(運転日報)、運行指示書等の用紙を運転者等に渡すこと。
- ⑩ 当該運行中の車両・身体及び進路の状況等、報告すべき事項を具体的に教示しておくこと。

(2) 業務後点呼

管理者等は、車両の運行の業務を終了した運転者等に対し、対面で次に定めるところにより点呼を行わなければならない。

- ① 帰着後速やかに行うこと。
- ② 営業所の定められた点呼実施場所で行うこと。
- ③ 酒気帯びの有無については、運転者等から飲酒の有無を聴取するとともに、顔色、呼気の臭い、応答の声の調子など運転者等の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認すること。
- ④ 車両、道路及び運行の状況及び交替運転者等に対する通告・連絡事項等について報告を受けること。
- ⑤ 前号の報告に基づき安全運行を確保するため、必要と認めた事項について注意、指示を与えるとともに、翌日の勤務等について指示を与えること。
- ⑥ 業務記録(運転日報)、その他業務上定められた帳票、携行品、金銭及び運行記録計装着車にあっては運行記録計の記録用紙を提出させるとともに、これを点検し確認すること。
- ⑦ 車両の鍵を返納させること。
- ⑧ 前項の報告で他の乗務員等又は整備管理者に関係ある事項については、それぞれ関係者に通報又は適切な指示を行い、特に異例の事項には上司に報告し、確実に処理しなければならない。

(3) 行先地点呼

管理者等は、次に掲げる場合により前2号に規定する点呼実施場所で点呼を行うことができない場合、電話その他の適切な方法（管理者等が運転者等と直接対話できるものに限る。）により前2号に準じ点呼を行い、運転者等より心身状態、疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯びの有無その他安全運転ができないおそれの有無を確認し、車両の運行の安全を確保するため必要な指示をしなければならない。

- ① 行先地において業務を開始する場合
- ② 行先地において業務を終了する場合

この場合、酒気帯びの有無の確認については、運転者等から飲酒の有無を聴取するとともに、その応答の声の調子等で確認することに加え、運転者等に携行させた携帯型アルコール検知器または車両に設置されているアルコール検知器を使用させ、その測定結果を報告させることとする。ただし、当社の他営業所で業務を開始又は終了する場合で、当該他営業所に備えられたアルコール検知器であって検査日時、

測定値を自動的に記録できるものを使用する場合に限り、「営業所ごとに備えられたアルコール検知器」を使用したものとみなす。また、睡眠不足については、運転者等の自己申告や、運行管理者等から見て普段の様子と違うところがないかどうか等から総合的に判断すること。

なお、健康状態、疾病等による薬剤の使用状況、睡眠不足、酒気帯び等から運転が不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、実情を判断して代務運転者等に代える等適切な措置を講じ、その者を車両の運行の業務に従事させないこと。また、その結果を上司に報告すること。

#### (4) 中間点呼

管理者等は、業務前点呼及び業務後点呼のいずれも対面で行うことのできない業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほかに当該業務の途中において少なくとも1回、電話その他の適切な方法（管理者等が運転者等と直接対話できるものに限る。）により点呼を行い、運転者等より心身状態、疾病、疲労、睡眠不足、酒気帯びの有無その他安全運転ができないおそれの有無を確認し、車両の運行の安全を確保するため必要な指示をしなければならない。

この場合、酒気帯びの有無の確認については、運転者等から飲酒の有無を聴取するとともに、その応答の声の調子等で確認することに加え、運転者等に携行させた携帯型アルコール検知器または自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、その測定結果を報告させること。また、睡眠不足については、運転者等の自己申告や、運行管理者等から見て普段の様子と違うところがないかどうか等から総合的に判断すること。

なお、健康状態、疾病等による薬剤の使用状況、睡眠不足、酒気帯び等から運転が不適切と認められ、又はその旨本人から申し出があった場合には、実情を判断して代務運転者等に代える等適切な措置を講じ、その者を車両の運行の業務に従事させないこと。また、その結果を上司に報告すること。

#### (点呼の記録及び保存)

第19条 点呼を実施した場合は、運転者等ごとに次の各号に規定の事項を記録し、これを1年間保存しなければならない。

##### (1) 業務前点呼

- ① 点呼を行った者及び点呼を受けた運転者等の氏名
- ② 点呼日時
- ③ 運行の業務に係る車両の登録番号又は識別できる表示（車番又は車号）
- ④ 点呼方法（対面・電話等の別）
- ⑤ アルコール検知器の使用の有無
- ⑥ 酒気帯びの有無
- ⑦ 運転者等の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧ 日常点検の結果に基づく運行可否の状況

⑨ 指示事項

⑩ その他必要な事項

(2) 業務後点呼

① 点呼を行なった者及び点呼を受けた運転者等の氏名

② 点呼日時

③ 運行の業務に係る車両の登録番号又は識別できる表示（車番又は車号）

④ 点呼方法（対面・電話等の別）

⑤ アルコール検知器の使用の有無

⑥ 酒気帯びの有無

⑦ 車両、道路及び運行の状況

⑧ 交替運転者等に対する通告

⑨ その他必要な事項

(3) 業務途中点呼（中間点呼）

① 点呼を行なった者及び点呼を受けた運転者等の氏名

② 点呼日時

③ 運行の業務に係る車両の登録番号又は識別できる表示（車番又は車号）

④ 点呼方法（電話等の別）

⑤ アルコール検知器の使用の有無

⑥ 酒気帯びの有無

⑦ 運転者等の疾病、疲労、睡眠不足等の状況

⑧ その他必要な事項

（業務等の記録及び保存）

第20条 管理者等は、業務前点呼の際に運転者等に対し、業務記録（運転日報）を交付

し、次に掲げる事項を記録させ、業務後点呼の際にこれを提出させなければならない。

なお、管理者は、これを1年間保存しなければならない。

(1) 運転者等の氏名

(2) 運行の業務に係る車両の登録番号又は識別できる表示（車番又は車号）

(3) 業務の開始・終了の地点及び日時及び主な経由地点並びに業務に従事した距離

(4) 業務を交替した場合はその地点及び日時

(5) 休憩又は睡眠をした場合はその地点及び日時

(6) 車両総重量が8トン以上又は最大積載量5トン以上の普通車両の運行の業務に従事した場合には、次に掲げる事項

イ 貨物の重量又は個数、貨物の荷台への積付状況

ロ 荷主の都合により集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）で

30分以上待機した場合には、次に掲げる事項

- ① 集貨地点等
  - ② 集貨地点等への到着の日時を荷主から指定された場合には、当該日時
  - ③ 集貨地点等に到着した日時
  - ④ 集貨地点等における積込み又は取卸しの開始及び終了の日時
  - ⑤ 集貨地点等で、貨物の荷造り、仕分その他の貨物自動車運送事業に附帯する業務（以下「附帯業務」という。）を実施した場合には、附帯業務の開始及び終了の日時
  - ⑥ 集貨地点等から出発した日時
- ハ 集貨地点等で、積込み、取卸し又は附帯業務（以下「荷役作業等」という。）を実施した場合には、次に掲げる事項

ただし、荷主との契約書に実施した荷役作業等の全てが明記されている場合は、荷役作業等に要した時間が一時間以上の場合に限る。

- ① 集貨地点等
- ② 荷役作業等の開始及び終了の日時
- ③ 荷役作業等の内容
- ④ ①から③までに掲げる事項について荷主の確認が得られた場合は、荷主が確認したことを示す事項、当該確認が得られなかった場合は、その旨

（7）事故又は著しい運行の遅延、その他異常な状況及び原因

2. 管理者は、前項の記録内容を点検確認し、運転者等に対し必要な指導をしなければならない。
3. 管理者は、業務等の記録方法について、隨時運転者等を指導監督しなければならない。

（運行記録計の管理及び記録の保存）

第21条 管理者は、次の車両の運行の業務に従事させる運転者等に対し、瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録させるとともに、運行記録計による正確な記録が確実に得られるよう常にこれを整備し、運行記録用紙等の脱着等の管理をしなければならない。管理者が不在の場合は補助者がこれを行なう。なお、管理者は、これを1年間保存しなければならない。

- （1）車両総重量が7トン以上又は最大積載量4トン以上の車両
  - （2）前号に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車
  - （3）特別積合せ貨物運送にかかる運行系統に配置する車両（運行車）
2. 管理者等は、運転者等に対し記録用紙に次の事項を記入させ、業務後点呼の際にこれを提出させなければならない。
    - （1）運転者等の氏名
    - （2）車両の登録番号又は識別できる表示（車番又は車号）
    - （3）業務の開始及び終了年月日
    - （4）運行開始及び終了時の精算メーターの読み

(5) 交替、休息、点呼等の場所名

3. 管理者は、前項の記録内容を確認検討し、運行の状況を把握するとともに、異常の認められる記録については当該運転者等に対し事情聴取し注意する等、指導監督をしなければならない。
4. 管理者等は、第1項に規定されている車両であって、故障等により適切な運行記録ができない車両を運行させてはならない。

(運行指示書による管理及び記録等)

第22条 業務前及び業務後の点呼のいずれも対面で行うことができない業務を行う運行ごとに、次に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、これにより運転者等に適切な指示をし、これを運転者等に携行させるとともに、その写しを営業所に備え置くこと。また、その内容に変更があった際は双方の指示書に変更した内容を追記しなければならない。なお、作成した運行指示書（運転者等が携行したもの及び営業所に備え置いた写しの2部）は、1年間保存しなければならない。

- (1) 運行の開始及び終了の地点及び日時
- (2) 乗務員等の氏名
- (3) 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- (4) 運行に際して注意を要する箇所の位置
- (5) 乗務員等の休憩地点及び休憩時間
- (6) 乗務員等の運転又は業務の交替の地点
- (7) その他運行の安全を確保するために必要な事項

(乗務員等に対する指導及び監督)

第23条 管理者は、運転者等に対し、主な道路の状況その他の車両の運行に関する状況、その状況下において車両の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき車両の運転に関して遵守すべき事項について、平成13年国土交通省告示第1366号第1章「一般的な指導及び監督の指針」に基づき指導及び監督し、指導及び監督を実施した日時、場所及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつその記録を営業所において3年間保存するものとする。

- (1) トラックを運転する場合の心構え
- (2) トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- (3) トラックの構造上の特性
- (4) 貨物の正しい積載方法
- (5) 過積載の危険性
- (6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- (7) 適切な運行の経路及び当該経路における道路・交通の状況
- (8) 危険の予測・回避及び緊急時における対応方法

(9) 運転者の運転適性に応じた安全運転

(10) 交通事故に関わる運転者の生理的・心理的要因と、これらへの対処方法

(11) 健康管理の重要性

(12) 安全性の向上を図るために装置を備える自動車の適切な運転方法

2. 管理者は、初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者に対し、前項告示第2章「特定の運転者に対する特別な指導の指針」に基づき特別な指導を実施し、実施した年月日及び指導の具体的な内容を運転者等台帳に記載するか、又は、実施した年月日を運転者等台帳に記載したうえで指導の具体的な内容を記録した書面を運転者等台帳に添付するものとする。また、その記録を営業所において3年間保存するものとする。

3. 次に掲げる運転者に対して、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせるものとする。

(1) 初任運転者 初任診断

ただし、新たに雇い入れた後、初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことがある者は、この限りではない。

(2) 高齢者（65才以上の者をいう。） 適齢診断

なお、高齢者運転者には、65歳に達した日から1年以内に適齢診断を受診させ、その後3年以内毎に1回受診させるものとする。

(3) 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者 特定診断

（事故発生時の代表者及び管理者の義務）

第24条 代表者は、運転者等が事故報告規則第2条に規定されている事故を発生させた場合、事故報告書を作成し、30日以内に運輸支局長等に提出すること。なお、次に掲げる事故については、24時間以内においてできる限り速やかに、電話・ファクシミリ等適切な方法で事故概要を運輸支局長等に速報すること。

(1) 次の死者又は負傷者を生じたもの

① 2人以上の死者を生じたもの

② 5人以上の重傷者を生じたもの

(2) 10人以上の負傷者を生じたもの

(3) 車両が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他物件と衝突し、若しくは接触したことにより、積載している荷物（危険物・火薬類・高圧ガス・核燃料物質・放射性同位元素（汚染物含む）・シアン化ナトリウム・毒物・劇物・可燃物）の全部もしくは一部が飛散・漏洩したもの。

(4) 酒気帯び運転を伴う事故を生じたもの

(5) 事故報告規則第2条第9号に規定する事故（脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われるもの限る。）

(6) 自然災害に起因する可能性のある事故

(7) 事故に関し報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき

2. 放射性輸送物の自動車輸送時における事故、紛失、盗難が発生した場合には、直ちに電話・ファクシミリ等適当な方法で事故概要を国土交通省自動車交通局技術安全部環境課へ直接報告すること。

[連絡先の勤務時間内（9：30～18：15）]

直通電話：03-5253-8603

FAX：03-5253-1639

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話：090-7845-0226

3. 管理者は、事故発生時の措置として、少なくとも次に掲げる事項について、迅速、かつ、的確に行なわなければならない。

- (1) 直ちに必要な応急措置その他必要な措置を乗務員等に指示すること。
- (2) 軽微な事故以外は必ず現場に急行し、事故発生状況・事故原因等を調査すること。
- (3) 現場において運送の継続、貨物の積替え又は送還等の措置をすること。
- (4) 荷物の保全を期すること。
- (5) 重大な事故の場合は、代表者に報告の上、その指示を受けること。
- (6) 事故報告規則の規定に基づき、速報及び報告をする場合は、速やかに関係者から必要な情報を収集し、取り纏め、代表者に報告すること。
- (7) 関係者と折衝し、事後の措置について打ち合わせること。

(事故再発防止の措置)

第25条 管理者は、事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録するとともに3年間保存すること。

- (1) 乗務員等の氏名
- (2) 車両の登録番号その他当該車両を識別できる表示
- (3) 事故の発生日時
- (4) 事故の発生場所
- (5) 事故の当事者氏名
- (6) 事故の概要、損害の程度
- (7) 事故の原因
- (8) 再発防止対策

2. 管理者は、前項の記録により効果的な事故防止対策を研究するとともに、これを管理面に反映させるよう努めなければならない。

3. 管理者は、代表者及び整備管理者と連携を保ちながら、定期的な事故防止検討会の開催等、事故の再発防止について万全を期さなければならない。

4. 管理者は、国土交通大臣又は運輸局長が発する事故防止対策に基づき、車両の運行の安全の確保について、乗務員等に対する指導及び監督を行うこと。

(非常信号用具等の備付及び取扱い等の指導)

第26条 管理者は、非常信号用具、警告反射板、消火器の機能を常に完全に保ち、かつ、

この使用・取扱方法につき乗務員等に熟知させるよう指導監督するとともに、車両の用途及び構造に応じた応急用具の備付を確認し、適切な指示を与えなければならない。

(危険物輸送等の措置)

第27条 管理者は、輸送貨物が危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質等である場合には、関係法令等によるほか、次の各号により危険防止の措置を講じなければならない。

- (1) 乗務員等の割当は危険物等の取扱の資格のある者とし、関係法規に基づき出発前に経路、積載量・積載方法及び運行速度等安全運行に対して適切な指示を与えること。該積載物の取扱い方法等を記載した書類がある場合にはこれを携行させること。
- (2) 配車に当たっては、整備管理者と連絡を取り、車両構造が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）等の規定に適合しているか否かを確認するほか、輸送上の事故防護施設を完備させること。

(異常気象時等における措置)

第28条 管理者は、運行経路の気象状況、道路状況等が迅速、確実に把握できるよう気象台、警察、消防機関等との連絡体制を確立しておくこと。

- (1) 新聞・ラジオ等の報道に常に注意し、運行前又は運行中に異常な状態で運行の安全が確保できないと思われる場合、又はおそれのある場合は運行の中止、避難場所の指定等の措置を講じなければならない。
- (2) 異常気象などの各種警報・注意報等を確実に乗務員等に伝達するとともに、状況により運行の継続・停止・休止及び中止の指示、並びに避難場所の指定等の措置を講じなければならない。
- (3) 運行前に運行経路における道路状況に留意し、土砂崩壊・路肩軟弱等の道路障害等により、輸送の安全対策に支障を生ずるおそれのあるときは、乗務員等に対して適切な指示、その他輸送の安全を確保するために、万全の措置を講じなければならない。これらの場合以外でも運行上必要な措置及び指示をすること。
- (4) 連絡方法・退避箇所の指定を含め、運行車両及び関係官庁との緊急連絡体制を整備すること。
- (5) 降雨、降雪、強風、地震、氷結時等の具体的な措置要領を定め、乗務員等、管理者相互の連絡方法を確立するとともに運転者等に徹底させること。

(研修、講習)

第29条 管理者は、安全規則第23条に基づきその職務遂行上に必要な知識及び実務について、国土交通大臣が告示で定める講習（独立行政法人自動車事故対策機構等の行う講習を含む。）を受講しなければならない。また、管理者は、その受講した内容について補助者に対し指導しなければならない。

2. 前項の講習にあっては、最後に基礎講習又は一般講習を受講した日の属する年度の翌々年度以後2年毎に基礎講習又は一般講習を受講するものとする。なお、新たに選任された管理者は、選任届け出を出した日の属する年度（やむを得ない理由がある場合は、当該年度の翌年度）に基礎講習又は一般講習を受講すること。

（注）「新たに選任された管理者」とは、当社で初めて管理者として選任された者のことをいい、当社において過去に管理者として選任されていた者や当社の他営業所で管理者として選任されていた者は、これに当たらない。

3. 管理者及び補助者は、日常の職務遂行に必要な次の各号に掲げる事項について、その知識、技能の修得に努めなければならない。

- (1) 車両の操縦・運転の技能及びこれに関すること。
- (2) 車両の主要諸元、構造・装置及び取扱い等に関すること。
- (3) 貨物の積載及び固縛方法等に関すること。
- (4) 積載物品の性状、特に、危険・有害物の物理・化学的性状及び取扱い等に関すること。
- (5) 運転者等の健康管理、飲酒・酒気帯び、覚せい剤の服用及び睡眠不足が運転に与える影響に関すること。
- (6) 事故の場合の応急救助、二次事故の防止措置に関すること。
- (7) 道路の構造及び簡単な地質、地盤の強度に関すること。
- (8) 運行計画作成の知識、技能に関すること。
- (9) 気象情報に関すること。
- (10) 非常信号用具、消火器等車両の備え付け器具の取扱いに関すること。
- (11) 運転者の運転適性診断に関すること。
- (12) 道路交通関係の法令ほか関係法令に関すること。
- (13) 自動車損害賠償責任保険に関すること。
- (14) その他必要な知識（関係法令等）

（保安基準緩和認定車両等の運行上の措置）

第30条 管理者は、保安基準緩和認定車両及び規格外積載許可車両の運行については、次の各号に掲げる事項について措置を行うものとする。

- (1) 運行に際しては、必要に応じて、関係官庁等の許可を受けるとともに、運行に際して条件が付されている場合は、これを遵守するよう指示すること。
- (2) 運行経路にあるトンネル、橋梁、ガード等の構造及び重量高さの限界等を事前に調査し、安全運行に関する措置を講ずるとともに、これを指示すること。

（規程の変更）

第31条 本規程にかかる関係法令が改正された場合、関係条項を速やかに変更するものとする。

## 附則

本規程は、令和　　年　　月　　日から実施する。

### (参考) 直近の主な改訂内容

改訂年月	条項	改訂内容（太字部分）
令和 5 年 4 月	第 3 条（運行管理の組織等）第 2 項（2）他	（前略）運転者又は <b>特定自動運行保安員</b> （中略）（以下「 <b>運転者等</b> 」という。）（後略）
	第 6 条（権限及び服務）第 3 項	運転者、 <b>特定自動運行保安員</b> その他の従業員（後略）
	第 10 条（乗務員等の服務規律の徹底）第 1 項 他	（前略）運転者、 <b>特定自動運行保安員</b> 及び <b>車両の運行の業務</b> の補助に従事する従業員（以下「 <b>乗務員等</b> 」という。）（後略）
	同条第 3 項（4）他	乗務→ <b>業務</b>

別表 運行管理者の選任者数（第2条関係）

事業用車両の車両数（被けん引車を除く）	運行管理者数
～ 29両まで (運行車+運行車以外)	1人以上
30両～ 59両まで (〃)	2人以上
60両～ 89両まで (〃)	3人以上
90両～ 119両まで (〃)	4人以上
120両～ 149両まで (〃)	5人以上
150両～ 179両まで (〃)	6人以上
180両～ 209両まで (〃)	7人以上

※以下、車両数が30両増すごとに、運行管理者1名を加算する。

別添 運行管理の組織図

組織図 社長 — 営業所長 — 統括運行管理者 — 運行管理者 — 補助者 — 運転者等  
( ) ( ) ( ) ( ) ( )